

居住地外で定期接種を受ける際の事後申請の取扱い ＜九州管区行政評価局行政改善推進会議の意見を踏まえたあっせんの概要＞

相談内容

私は、A 県 B 市に住んでいた時に子が生まれ、その 2 か月後に C 県 D 市に転居したが、生後 2 か月の定期予防接種の案内が B 市と D 市の両市から送られて来なかった。

そのため、里帰りした E 県の F 市で自費により接種したが、1 回目の接種の時点では、居住地外での予防接種の場合に事前申請が必要であると知らず、申請していなかったため、D 市は、接種費用の払戻しに応じてくれなかった。なぜ居住地外で予防接種した場合に事後申請を受け付けてくれないのか。

制度概要

- 定期接種は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づき市町村長が実施
- 定期接種対象外のワクチンや定められた接種期間外に接種する場合は任意接種となる。
- 厚生労働省が発出している「定期接種実施要領」では、市町村に対し、里帰り等やむを得ない事情により居住地外で定期接種を受ける場合は居住地の市町村長が定期接種の対象者から事前に申請を受け付けた上で償還払いを行う等の配慮を求めている。

九州管区行政評価局の調査結果

1 居住地外で定期接種を受ける際の事後申請の受付状況

調査対象 37 市町村における居住地外で定期接種を受ける際の事後申請の受付状況についてみると、約 7 割の 25 市町村において、事後申請は不可（事前申請のみ）となっている。

表 居住地外で定期接種を受ける際の事後申請の受付状況（単位：市町村、％）

事後申請は不可 （事前申請のみ）	事後申請でも可	計
25 (67.6)	12(32.4)	37(100)

2 事後申請を不可とする主な理由

- ・ 定期接種実施要領や市の要綱に事前に申請が必要な旨の定めがあるため【18 市町村】

厚生労働省の見解

定期接種実施要領の記載は、事前に申請のなかったものを一切認めないといった厳格な運用を求める意図のものではなく、また、事前申請なく居住地外で接種した予防接種であっても市町村の判断により定期接種として取り扱うことは妨げない。

（参考）定期接種実施要領（抄）

第 1 総論

2 0 他の市町村等での予防接種

保護者が里帰りをしている場合、定期接種の対象者が医療機関等に長期入院している場合等の理由により、通常の方法により定期接種を受けることが困難な者等が定期接種を受けることを希望する場合には、予防接種を受ける機会を確保する観点から、居住地以外の医療機関と委託契約を行う、居住地の市町村長から里帰り先の市町村長へ予防接種の実施を依頼する、又は居住地の市町村長が定期接種の対象者から事前に申請を受け付けた上で償還払いを行う等の配慮をすること。

九州管区行政評価局行政改善推進会議の意見

- 居住地外で予防接種を受ける場合に、間違い接種等を防止するため、市町村が事前に申請を受け付け、所定の手続を行うことは、合理性があると考ええる。
- 一方で、本件相談のように、真にやむを得ない事情により事前申請ができなかった場合においても事後申請を認めないというのは、定期接種対象者の接種機会を確保する観点からも問題があるのではないか。
- 何らかの都合で、居住地で予防接種を受けられない住民もあり、その場合でも、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を実施するという予防接種法の趣旨を踏まえ、漏らさず定期接種を受けてもらうことが重要である。事前の申請なく居住地外で接種した予防接種の取扱いについて、居住している市町村で事後申請の可否や定期接種の扱いが異なっているのは、定期接種の事務が自治事務に係るものであるといっても、厚生労働省が市町村に対し、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として定期接種実施要領を通知して、その実施につき遺漏なきことを求めていることを踏まえれば、改善の余地があるのではないかと。予防接種対象者がどの市町村に住んでいても不公平にならないよう、広域的な観点から、厚生労働省に市町村に対する助言等の対応を求めることはできないか。
- 居住地外で定期接種を受ける際の手続について、定期接種実施要領に「事前に」と明記してあることにより、柔軟な運用ができない市町村もあると思う。事前申請なく居住地外で定期接種を受けた場合でも、事後申請を受け付けることは可能であるということを厚生労働省が示すことができれば、市町村の運用も改善をしていくのではないかと。

厚生労働省に対するあっせん

厚生労働省は、定期接種の実施主体である市町村に対し、定期接種対象者の接種機会を確保し、併せて予防接種健康被害救済制度の公平性を担保する観点から、定期接種実施要領の改正により、次の対応を行うこと。

- 市町村に対し、各市町村の判断によって、住民が事前の申請なく居住地外で接種した予防接種について、事後に申請を受け付けることにより、当該予防接種について定期接種として扱うこと、及び接種費用の償還払いに対応することが可能であることを明示すること。

(本件に関する連絡先)

総務省 行政評価局 行政相談管理官室
電 話：03-5253-5111 (代表)